

2018年10月吉日

都道府県社会福祉協議会 助成金情報ご担当殿
政令指定都市社会福祉協議会 助成金情報ご担当殿
中核市／特例市社会福祉協議会 助成金情報ご担当殿

公益財団法人さわやか福祉財団「連合・愛のキャンパ」助成金のご案内

仲秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、さわやか福祉財団では、今年度も**日本労働組合総連合会(連合)「連合・愛のキャンパ」**より資金をご提供いただき、地域における助け合い活動の団体立ち上げ、特に地縁組織での新しい助け合い活動等の立ち上げや共生による子育て等を支援するための助成を行ないます。各地の生活支援コーディネーターによる助け合い活動の立ち上げなどもぜひ、お申込みください。

【応募期間：2018年11月1日～2018年12月25日】

【助成対象：2017年11月～2018年12月末までに立ち上がった、
または、開始する予定の新しい活動】

募集内容・条件等の詳細は添付別紙の通りです。新たなふれあい・助け合い活動を創出する一助となるよう、多くのNPO、非営利活動をされている方々にお知らせいただければ幸いと存じます。

(今回の募集案内および、昨年度の助成状況につきましては、当財団のホームページでもご覧いただけます。→URL:<https://www.sawayakazaidan.or.jp>)

なお、この助成金の趣旨はあくまでも基盤の弱い住民・市民の助け合い活動を、立ち上げの初期費用面から支援しようとするものです。このため、社会福祉協議会様の事業活動を直接的に支援するお申し込みには応じかねますことを念のため申し添えます。

問い合わせ先及び 応募書類郵送先	公益財団法人さわやか福祉財団 〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館7階 (立ち上げ支援プロジェクト) 担当:鶴山・原島 電話:03-5470-7751 FAX:03-5470-7755
---------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

活動概要	最近1年間の 活動・スケジュール (申請する事業の 準備過程)	時 期	主に申請する事業の準備過程を中心に簡単に要点を記載
		年 月	
		月	
		月	
		月	
		月	

「申請事業」に関する収支予算案 (団体全体の事業収支予算書は添付資料として提出)

申請事業に関する収支予算	【収入】(予定・見込み) (※記載例:寄附金・会費・助成金「連合・愛のキャンパ」・〇〇事業収入、等々)	
	項 目(※)	金 額 (円)
	(合計)	円
	【支出】 (※記入例:備品(〇〇)購入・設備改修費・研修費・会場費・事務所賃借費、等々)	
	項 目(※)	金 額 (円)
	(合計)	円

<注意事項>

■この他に必要な
添付書類

- ①団体・グループとしての「予算書」・「決算書」
②活動報告書(会報・パンフレット等)
③設立趣意書

※添付書類が不足する場合
原則として審査対象外

※団体・グループとしての活動が、今回申請する案件だけの場合、つまりこれまでに全く活動実績がなく、予算組みも今回が初めてという場合には添付書類①の「予算書」・「決算書」は不要です。

その他にも、どうしても上記添付書類が揃えられない場合は、必ずその理由を簡単に付記してからお送り下さい。

■その他の注意

- ・記入洩れや、添付洩れが無いように、出状前によく確認して下さい。
- ・記載スペースが不足する場合は、この用紙(フォーム)で簡潔にまとめた上で、別紙を添えて下さい。
- ・とくに、本件に関して問い合わせた際に、対応可能なご担当者のお名前、および日中に連絡可能な電話番号は必ず明記して下さい。

★ 申込書送付先: 公益財団法人さわやか福祉財団 〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館7階
★ 問い合わせ先: 公益財団法人さわやか福祉財団(立ち上げ支援プロジェクト) TEL 03-5470-7751

2018(平成30)年度『連合・愛のキャンパ』助成－応募条件・要領について

＜この助成は、新たな地域の助け合い活動を初期運営資金面から支援するために、公益財団法人さわやか福祉財団が日本労働組合総連合会(連合)「連合・愛のキャンパ」より資金を提供いただいて実施するものです＞

(1) 助成対象となる 活動と内容	新たに始める、地域における「ふれあい・助け合い活動」 高齢者・子ども・障がい児(者)を含めた地域ぐるみの助け合い・支え合い活動等 ※ <u>既存活動の継続は対象としません(下記6参照)</u> 。また特殊事案の専門的研究、 趣味・娯楽・教養サークルに類する活動も対象にならないことがあります。
(2) 対象となる活動 の時期・期間	2017年11月1日以降に新たに立ち上がった団体、または既存の団体であつても、従来の活動に加えて新たに開始した事業。 2019年3月末までに具体的に活動が開始できることが、これまでの動きから 客観的にも見込まれる場合は、応募時点で準備段階でも可(プランのみでは不可)
(3) 団体要件	ふれあい・助け合い活動団体/グループに限定 助け合い活動を主たる目的とする任意団体、NPO 法人、グループ、サークルなど。 ※社会福祉協議会ほか中間支援団体への直接の助成はしておりません。 なお、有限会社、株式会社のほか、単独の個人活動等も対象外とします。
(4) 使途条件	運営費(一般管理費)・事業費 いずれも可 備品購入・賃借料・通信費・会議費(飲食費含まず)等、「一般管理費」および 「事業費」のいずれも可※借入金返済、大型施設建築資金の一部充当等は対象外
(5) 支援金額	上限15万円まで (19団体を目途に助成)
(6) その他の 注意事項	新規事業の立ち上げ、または、新たな団体立ち上げのための準備資金に限定 ※ここで「新規」が意味するところは、申請する活動内容が新たな取り組みであるとい うことで、例えば、既存の任意団体がこれまでの活動を継続しつつ、この1年でNP O法人格を取得した(または取得する)ということだけでは十分ではありません。 継続的・持続的な活動が期待されるものであること ※一過性・単発的な企画(イベント企画等)は対象となりません。 前年度にこの助成を受けていないこと ※より多くの方々に支援の機会を広げるため、連続年度での助成は原則として行っ ておりません。
(7) 締め切り	■2018年12月25日(火)必着 (郵送に限ります・送付先一下記★)
(8) 応募の際に 必要な書類	1. 申込書(添付書式、あるいは同書式内容が全て記されたものに限る) 2. 団体(グループ)の事業全体についての予算書・決算書 3. 活動報告書(会報など活動内容が具体的に示された紹介資料) 4. 設立趣意書
(9) 選考と通知	選考結果は2019年2月初旬を目途に文書の郵送をもって通知

■助成を受けた団体・グループは実際にどんな活動に充当したのか、使途内容と収支を含め、後日(2019年6月末までに)ご報告いただくこととなります。

(この報告の作成要領・提出期限等は助成決定通知の際にお知らせします)

■書類等が不備、不足の場合には審査対象とならないことがあります。提出書類が4種類全て揃っていることを確認の上、お送り下さい(書類が揃えられない場合には、その理由について簡単に付記してからお送り下さい)。

★**申込書送付先:**公益財団法人さわやか福祉財団

〒105-0011 東京都港区芝公園2-6-8 日本女子会館7階

★**問い合わせ先:**公益財団法人さわやか福祉財団(立ち上げ支援プロジェクト)TEL03-5470-7751